

平成22年度 青森県雇用施策実施方針 (概要)

青森労働局・青森県

I 雇用施策実施方針策定の趣旨

- 経済は平成20年秋に発生した経済危機の状況から持ち直してきているが、雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、雇止め等に伴い離職を余儀なくされた非正規労働者や失業の長期化に伴う貧困・困窮者の増加、さらには、新規学校卒業者の内定率の低迷など幅広い範囲で雇用失業情勢の悪化の影響がみられる。
- このような状況の中、都道府県労働局と地方公共団体がさらに緊密に連携の上、地域の様々な実情の共有とともに、実情に応じた雇用対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。
- このため、青森労働局は、国の出先機関として、全国共通の雇用のセーフティーネット機能を県民に提供することに加え、本県の県域を所管する行政機関として、本県の実情に合ったサービスの提供が必要である。
- 青森県では、県民一人ひとりが輝いて生きられる社会、そして心の豊かさ、命・健康・環境など、暮らしやすさが守られ、安んじて生きられる社会を目指して、「青森県基本計画未来への挑戦」(平成21～25年度)を策定し、特に「雇用の創出・拡大」と「あおり型セーフティネット」については、計画の全期間を通じて継続的かつ集中的に取り組むこととしており、その取組と一体となった雇用対策を推進する必要がある。
- このようなことから、**国における雇用に関する施策と青森県が講ずる雇用に関連する施策とが連動した、地域の雇用情勢の改善に向けた取組の円滑かつ効果的推進のための基本方針として、「青森県雇用施策実施方針」を策定**するものである。

※雇用施策実施方針策定の根拠:改正雇用対策法第31条及び同施行規則第13条

労働局長は、毎年度、改正雇用対策法第31条及び同施行規則第13条の規定に基づき、**青森県知事の意見・要請を踏まえた「雇用施策実施方針」を策定**する。

Ⅱ 平成22年度 雇用施策の重点事項(1)

1 雇用のミスマッチ縮小等の推進

- 求人総量確保と求人充足対策の強化
 - ・ 質・量ともに総力を挙げた求人開拓
 - ・ 早期充足に向けた効果的なマッチング
- 公共職業安定所の特性、専門性を活かした就職支援
 - ・ 公共職業安定所が主体となった能動的な職業紹介
 - ・ 実習型雇用支援事業を活用した再就職支援
 - ・ 非正規労働者総合支援コーナー等におけるきめ細かな就職支援と生活・住宅支援との一体的実施
- 的確な職業訓練の活用
 - ・ 公共職業訓練情報の提供、受講あっせん
 - ・ 介護分野等雇用吸収力のある分野における離職者訓練の積極的活用
 - ・ 雇用保険を受給できない求職者等に対する職業訓練の受講勧奨と訓練・生活支援給付の周知及び利用促進
- 雇用調整に対する的確な対応
 - ・ 雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金を活用した雇用の維持確保を図る事業主への支援

2 地域の実情に応じた雇用機会の創出等

- 緊急的な雇用機会の確保
 - ・ 青森県と連携した緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業の推進
- 雇用創出に向けた意欲のある地域への支援
 - ・ 青森県、市町村等と連携した新パッケージ事業等の活用促進及び取組支援
- 青森県緊急雇用対策本部の運営による雇用対策の推進
 - ・ 地域の雇用失業情勢等に応じて、県、労働局及び関係機関が連携した迅速・的確な雇用対策の実施
- 緊急地域共同就職支援事業の実施
 - ・ 都道府県連携型ふるさとハローワーク(地域共同就職支援センター)において、国と県の施策を密接に連携させた就職支援

Ⅱ 平成22年度 雇用施策の重点事項(2)

3 多様な状況に応じた就労支援等の推進

(1) 若年者雇用対策の推進

- 新規学卒予定者及び未就職卒業者の就職支援
 - ・ 高卒・大卒ジョブサポーターによる学校との連携強化
 - ・ 県等と連携した積極的な求人確保対策
 - ・ 新卒者体験雇用事業等の活用及び県の学卒未就職者対策との連携
- ジョブカフェあおもりとの連携・協力による就職支援等
- 青森県若者サポートステーションとの連携による若年無業者に対する就職支援等

(2) 高齢者雇用対策の推進

- 雇用確保措置に関する事業主指導の実施
 - ・ 64歳までの確保措置を講じていない事業主への早急な指導
- 「70歳まで働ける企業」の普及促進
- 県、シルバー人材センター連合会等と連携したシルバー人材センター事業の推進

(3) 障害者雇用対策の推進

- 雇用率達成指導の厳正な実施
- 雇用・福祉・教育・医療等との連携による就労支援
 - ・ 福祉施設等と連携した「チーム支援」による就労支援
 - ・ 県と連携・協力した障害者就業・生活支援センターの計画的かつ早急な設置の促進
- 県との連携による事業主に対する障害者雇用の理解促進の取組

(4) その他

- マザーズハローワーク事業の充実
- 母子家庭の母等に対する支援
- 住居を喪失した離職者等に対する支援
 - ・ 雇用促進住宅等の入居あっせん、就職安定資金融資制度の活用による就職支援
 - ・ 住居等困窮離職者に対する雇用施策と福祉施策を担う関係機関の連携体制の強化による一体的な支援
- 労働者派遣事業等の適正な運営の促進
 - ・ 労働者派遣法に基づく的確かつ厳正な指導監督

Ⅲ 雇用施策目標

1 労働局設定目標

- 就職率(常用)28.4%以上を目指す。
- 雇用保険受給者の早期再就職割合21.0%以上を目指す。
- 求人充足率(常用)48.8%以上を目指す。

2 青森県との共同設定目標

- ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業等の活用により6,000人以上の雇用創出を目指す。
- ジョブカフェあおもりにおける利用者数55,000人、就職者数1,500人以上を目指す。
- 新規高卒者の就職内定率について、平成21年度以上の確保を目指す。
- 新規高卒就職者(19年3月卒)の職場定着率について、前年度(18年3月卒)以上の確保を目指す。
- 福祉施設から一般雇用について、平成23年度までに64名以上の移行を目指す。

(参考資料)青森県と労働局の主な連携施策

企業誘致による雇用創出への支援

1 誘致企業の人材確保支援

- 求職者に対するダイレクトメールによる求人情報の提供、複数のハローワークによる合同就職面接会の実施
- 県の「青森県誘致企業無料人材紹介センター」、県外大学進学者の誘致企業への還流を図る「青森ものづくり人財確保支援モデル事業」への協力

2 地域雇用開発助成金の活用促進

- 県が策定した「青森県津軽地域雇用開発計画」及び「青森県県南・下北地域雇用開発計画」に基づき、県内全域において、事業所の設置・整備に伴い地域求職者を雇い入れる事業主に対して支給される「地域求職者雇用奨励金」の誘致企業による活用を促進

地域における雇用創造への支援

1 地域雇用創造推進事業の活用促進

- 知事の国に対する重点要望等を踏まえ、本県を含む10道県に対して「地域雇用創造推進事業」(パッケージ事業)の予算が重点配分されることから、事業構想策定への助言・協力等を行うことにより、県内市町村による地域雇用創造推進事業等の活用を推進

2 地域雇用開発助成金の活用促進(再掲)

- 「地域雇用開発助成金」の活用について、事業主団体等に対して周知を図り、その活用を促進

3 地域再生中小企業創業助成金の活用促進

- 県が指定した重点分野で創業する事業主を支援する「地域再生中小企業創業助成金」について、事業主団体等に対して周知を図り、その活用を促進

非正規労働者・求職者対策

1 非正規労働者の正社員化支援

- 県の「非正規労働者ステップアップ支援事業」によるシンポジウム、職業訓練、助成金制度の周知協力

2 大規模倒産等に対する対応

- 大規模倒産等に際して、従業員数や再就職状況に関する情報について、県に対して速やかに提供
- 都道府県連携型ふるさとハローワーク(地域共同就職支援センター)における各種支援策の円滑な実施を図るための緊密な連携

3 職業能力開発の促進

- 県による民間を活用した離職者訓練の受講あっせん、求人企業を活用した職業訓練の受託先開拓への協力
- 県の「中高年福祉・介護人材育成就業促進事業」による養成講座、雇用奨励金の周知に対する協力

若年者雇用対策

1 新規学卒者の県内就職促進

- 知事、労働局長、教育長の合同による経済団体に対する求人提出や採用活動の要請
- 県の「求人開拓ローラー作戦」に対する協力
- ジョブカフェとハローワークの共同による企業説明会や就職ガイダンス、未就職者に対する就職支援の実施
- 県の学卒未就職者対策と連携した未就職者に対する就職支援

2 ニート・フリーター対策

- ジョブカフェ等によるカウンセリングとハローワークヤングプラザによる職業紹介の連携
- ジョブカフェとハローワークの共同による企業説明会や就職ガイダンスの実施
- 青森県若者サポートステーションによる若年無業者に対する就職支援
- 県による日本版デュアルシステムをはじめとする職業訓練の受講あっせん

3 職業能力開発

- 県の職業能力開発校の訓練生募集、企業実習先の開拓、修了生の就職に対する協力

4 職業意識形成支援

- 学校によるインターンシップ、県の「はたらく心はぐくみ事業」に対する協力

UJIターンの促進、出稼対策

1 UJIターン

- 県内企業によるUJIターン求人情報の県に対する提供
- 県の「あおもりキャリアセンター」への協力

障害者雇用対策

1 関係機関によるネットワークの構築

- 県の「障害者雇用支援合同会議」への参画
- 福祉施設、特別支援学校との連携による「障害者就労支援チーム」による障害者への個別支援
- 県が策定する「新青森県障害者計画」を踏まえた福祉施設への就労支援セミナーの実施
- 特別支援学校生徒に対する事業所見学会、職場実習のあっせん

2 障害者就業・生活支援センターの設置

- 県の「福祉から雇用 障害者ステップアップ推進事業費補助」により支援する障害者就労支援団体の活用を障害者である求職者にあっせんする等により、全ての障害保健福祉圏域に対する「障害者就業・生活支援センター」の設置を促進

3 障害者の職業能力開発

- 職業能力開発が必要な障害者に対し、県の障害者職業訓練校による職業訓練の受講あっせん
- 職業訓練修了生に対する職業紹介

4 障害者雇用に対する理解促進

- 県の「障害者雇用推進パッケージ事業」、「障害者雇用優良事業所等表彰」、「障害者技能競技大会」の周知に対する協力